

商工会ニュースやはばNo.10

岩手県特定（産業別）最低賃金が変わりました！

岩手県特定（産業別）最低賃金が、令和4年12月31日から改定されました。

※自動車小売業のみ令和5年1月1日に改定。

改定されたのは、次の6産業の最低賃金です。

最低賃金件名	時間額
鉄鋼業、金属線製品、その他の金属製品製造業	908円
光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業	886円
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	877円
自動車小売業	903円
（参考）岩手県最低賃金（令和4年10月20日発効）	854円

- 各種商品小売業は平成28年12月11日に767円に改正、百貨店・総合スーパーは平成30年12月28日に800円に改正されて以来、据え置きとなっています。
 - 最低賃金には、精皆勤手当、通勤手当、家族手当、賞与、時間外・休日・深夜手当等は算入しません。
 - 複数の最低賃金が適用される場合は、最も高い最低賃金額が適用されます。
- 詳細は、商工会または岩手労働局労働基準部賃金室（TEL019-604-3008）にお問い合わせください。

～ 令和4年度の商工会費・記帳代行料の納付のお願い ～

会員の皆様には、確定申告に向けての準備や帳簿等などの整理で慌しくお過ごしのことと思いますが、商工会費、記帳機械化代行料及びシステム利用料等、本会に納入いただく金額がないかご確認の上、万が一、未納額がございましたら納入願います。

なお、商工会では、会費等の件に限らずご意見ご要望を承っておりますのでお気軽にご連絡ください。

令和5年度いわて健康経営認定事業所 募集の案内

岩手県では、企業、医療保険者と連携して働き盛り世代の健康づくりを維持するため、「いわて健康経営認定事業所」の令和5年度の認定申請を受け付けています。

※認定を受けた事業所のうち、一定の要件を満たす事業所は、岩手県企業局と東北電力株の協働の取組「いわて復興パワー」による電力料金の割引が受けられます。

対象：岩手県内において事業活動を行う企業、法人及び団体

受付期間：令和5年2月1日（水）～2月28日（火）[消印有効]

申請方法：岩手県のHP（[令和5年度「いわて健康経営認定事業所」の募集について](#)）から申請用紙をダウンロードし必要事項を記入の上、郵送またはメール。

または、電子での申請も可能となっています。（[電子申請の方法](#)）

認定基準：①定期健診受診率 ②受診勧奨の取組 ③食生活の改善、運動機会の増進等に向けた取組
④受動喫煙対策に関する取組 ⑤健康情報の定期提供 ※詳細は[HP](#)をご覧ください

提出先・問合せ先：岩手県保健福祉部 健康国保課 〒020-8570 盛岡市内丸10-1

TEL：629-5468 メール：AD0003@pref.iwate.jp

（ゼロゼロゼロ）